

過疎条例に基づく県税の課税免除についてのお知らせ

山形県内の定められた区域内に、一定の要件を満たした事務所又は事業所に係る設備を取得等された際に、山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例に基づき**個人事業税、法人事業税又は不動産取得税**の全部、又は一部が免除されることがありますので、その要件や手続きについてお知らせします。

なお、令和 3 年 3 月 31 日までに設備を新設又は増設された場合は、山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例に基づき個人事業税、法人事業税又は不動産取得税の全部、又は一部が免除されることがありますので、9 お問い合わせ先・提出先にご連絡ください。

1 課税免除を受けるための要件

所得税法又は法人税法に規定する青色申告書を提出する個人又は法人が、以下の 2 の「指定区域」内において、

3 の「対象事業」の用に供するため（※1）、

4 の「適用設備」を取得等し対象設備が含まれている場合に（※2）、

5 の「申請期限」までに課税免除の申請を行うことが要件となっています。

※1 畜産業又は水産業を行う個人の方につきましては要件が異なります。「7. 個人事業主が畜産業又は水産業を行う場合の事業税の課税免除について」をご覧ください。

※2 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建設を含みます。

ただし、資本金の額又は出資金の額が 5,000 万円超の法人については、新設又は増設に限ります。

2 指 定 区 域

「指定区域」とは、次に掲げる区域（地区）のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき市町村が作成する「過疎地域持続的発展市町村計画」において「産業振興促進区域」として定められた区域です。（詳細は各市町村にお問い合わせください。）

（1）現行の市町村の区域

上山市・村山市・尾花沢市・西川町・朝日町・大江町・大石田町・金山町・最上町・舟形町
真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町・庄内町・遊佐町

（2）市町村合併前の旧町村の区域（括弧内は旧町村区域を有する現行の市名）

藤島町（鶴岡市）・朝日村（鶴岡市）・温海町（鶴岡市）
八幡町（酒田市）・松山町（酒田市）・平田町（酒田市）

3 対 象 事 業

「対象事業」とは、**製造業（※3）、農林水産物等販売業（※4）、旅館業（※5）、情報サービス業等（※3、6）**のうち「過疎地域持続的発展市町村計画」において振興すべき業種として定められた事業です。

※3 製造業及び情報サービス業等の判定は日本標準産業分類（平成 25 年 10 月総務省告示第 405 号）を基準として行います。

※4 指定区域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。

※5 下宿営業を除きます。

※6 情報サービス業等は①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット付随サービス業、④ 通信販売、市場調査が該当します。

4 適 用 設 備

「適用設備」とは次に掲げる事項を満たす設備のことで、このうち租税特別措置法第 12 条又は第 45 条の規定（特定地域における工業用機械等の特別償却）の適用を受けられる**建物及びその附属設備、機械及び装置が課税免除の対象設備**となります。

適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）までに対象設備を取得等し、かつ、事業の用に供した場合に、課税免除が適用されます（個人事業税及び法人事業税については 3 年間）。適用期限は延長される場合があります。

(1) 製造業又は旅館業

一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額(※7)が500万円以上である場合の当該一の設備。ただし、次に掲げる法人に該当する場合は、それぞれ次に定める金額以上の当該一の設備。

- ① 資本金の額又は出資金の額が5,000万円を超え、1億円以下である法人 1,000万円
② 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 2,000万円

(2) 農林水産物等販売業又は情報サービス業等

一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額(※7)が500万円以上である場合の当該一の設備。

※7 減価償却資産は、所得税法施行令第6条又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限り、取得価額はそれぞれ同令第126条第1項各号又は第54条第1項各号の規定により計算したもので、圧縮記帳後の価額となります。

減価償却資産…①建物及びその附属設備、②構築物、③機械及び装置、④船舶、⑤航空機、
⑥車両及び運搬具、⑦工具、器具及び備品

5 課税免除の申請

(1) 申請期限

県税の課税免除を受けようとするときは、次に掲げる期限まで課税免除の申請してください。期限後に申請されたときは、**原則として課税免除の適用を受けられません**のでご注意ください。

なお、適用設備である建物や敷地となる土地を取得したときは、取得した日から1月以内に「課税免除の適用があるべき旨の申告書」(土地の場合は建物の建築計画を明らかにする書類、建物の場合は(2)のシ及びブスの書類を添付)を提出してください。

税 目	申請者	申 請 期 限
個 人 事業税	個 人	適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年のそれぞれの翌年の3月15日
法 人 事業税	法 人	適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度に係る事業税の確定申告書の提出期限 但し、確定申告に係る事業税額の全部又は一部について課税免除の適用を受けた法人が、当該事業税に関して修正申告書を提出する場合は、当該修正申告書の提出期限
不動産 取得税	個 人	適用設備である建物を取得した日の属する年の翌年の3月15日
	法 人	適用設備である建物を取得した日の属する事業年度に係る事業税の確定申告書の提出期限

(2) 提出書類

次に掲げる書類を、課税免除を受けようとする税目(個人事業税・法人事業税・不動産取得税)ごとに原則A4判に統一の上、各2部を9 お問い合わせ先・提出先に記載された窓口提出願います。

ア、エ、ケ、コ、ソについては本県ホームページに掲載されているほか窓口に備え付けています。

事 業 税		不 動 産 取 得 税
① 下記 ②・③ 以外 の場合	ア・事業税課税免除申請書 ・事業税課税免除申請書付表 ・機械の名称等一覧表(個別の機械に従事する従業者数を明らかにする書類)	ア・不動産取得税課税免除申請書
	イ 所得税又は法人税の確定申告書の写し (税務署での受付が完了したと分かるものを添付してください。例:電子申告における受信通知の写し)	
	ウ 取得等した設備が過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項に適合するものであることを確認した市町村長からの確認書の写し	
	エ 租税特別措置法第45条(第12条)による特別償却を実施しなかった理由書(特別償却を実施しなかった場合に提出してください。)	
	オ 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し(法人税法施行規則別表16(1)等)	
	カ 特別償却の償却限度額の計算に関する付表の写し	
	キ 固定資産の減価償却の内訳が分かるもの(適用設備に係るものに限る。)	
	ク 機械装置がリースであればリース契約書	
	ケ 年次別建設計画書及びその実績の概要を明らかにする書類	

コ	生産高比較表（前期対当期の製品別の月別売上比較表）	
サ	当期及び前期の決算書（貸借対照表、損益計算書）	
シ	事業所の所在を示す案内図	
ス	建物の配置図及び平面図	
セ	機械の配置図（取得等した機械装置ごとに減価償却明細書等に付した番号と同じものを付すとともに当該機械装置を朱書きする。）	
ソ	農林水産物等販売業に係る申出書（該当する場合）	
②	個人事業税又は法人事業税において、適用2年目以降に申請する場合（ただし、新たに適用設備を取得した場合を除く）	ア、イ、オ、カ、サ
③	法人事業税において、課税免除が適用された事業年度の修正申告分を申請する場合	ア及び法人税の修正申告の写しと、別表4（所得の金額の計算に関する明細書）又は法人税の更正通知書・理由書・内訳書

6 課税免除の対象となる税目及び課税免除額

税目	課税免除の対象となるもの	課 税 免 除 額
個人事業税	適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年の所得について課税されるもの	次の計算式により算定した額に個人及び法人事業税の税率を乗じて得た事業税相当額 $\text{事業税の課税標準額} \times \frac{\text{適用設備のうち対象設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の事務所・事業所の総従業者数}}$ 注1 法人事業税について ・上記「事業税の課税標準額」は所得金額（ただし重加算金に対応する所得金額を除く）のみであり、外形標準課税対象法人の付加価値額及び資本金等の額は課税免除の対象となりません。 ・特別法人事業税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用）については、課税免除の対象となりません。 2 適用設備に直接従事する人がその他の設備（業務）にも従事している場合は、従事した割合によりそれぞれの従業者数を算定します。 3 県内の総従業者数には役員、臨時職員等も含まれます。 4 主たる事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は下記の計算式になります。 $\text{事業税の課税標準額} \times \frac{\text{適用設備のうち対象設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所・事業所の固定資産の価額}}$ （主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち、製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）
法人事業税	適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度の所得について課税されるもの	
不動産取得税	適用設備である建物（当該建物用の耐用年数を適用したものに限る。）の取得に対して課税されるもの	建物のうち、適用設備である建物の用に供される部分に相当する不動産取得税の額
	上記の建物の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該建物の建設に着手がなされたものに限る。）の取得に対して課税されるもの	適用設備である建物（課税免除の対象となった部分に限る。）の建床面積（建物が2以上の階層である場合には投影面積）に相当する不動産取得税の額

7 個人事業主が畜産業又は水産業を行う場合の事業税の課税免除について

前記2の指定区域内において畜産業又は水産業を行う個人で、自家労力の日数の合計が当該事業の延べ日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下である場合については、事業税に係る課税免除が適用されます（申請期限：要件に該当することとなった年以後5年の間の各年のそれぞれの翌年の3月15日）。

8 その他

(1) 本条例以外に、以下の課税免除制度等がありますので、詳しくは9の担当窓口へお問い合わせください。

○山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例

〔不動産取得税のみ〕

○山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例

〔個人・法人事業税、不動産取得税〕

(2) 市町村税である固定資産税についても課税免除の適用を受けられる場合がありますので、制度のしくみや申請手続きなどについては、関係市町村の税務担当課にお問い合わせください。

9 お問い合わせ先・提出先

区分	所在地	担当窓口(担当税目) 窓口の所在地及び電話番号	個人 事業税	法人 事業税	不動産取得税		
					家屋の 新增築	土地・ 中古家屋 の取得	
1	山形市、上山市 天童市、山辺町 中山町	〒990-2492 山形市鉄砲町2－19－68 村山総合支庁 課税課					
		課税第一担当	023-621-8121			○	
		課税第二担当	023-621-8129	○			○
		課税第三担当	023-621-8124		○		
2	寒河江市、河北町 西川町、朝日町 大江町	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 村山総合支庁 西村山税務室 課税担当 0237-86-8135		区分1の担当窓口に お問合せください		○	
3	村山市、東根市 尾花沢市、大石田町	〒995-0024 村山市楯岡笛田4－5－1 村山総合支庁 北村山税務室 課税担当 0237-47-8621		区分1の担当窓口に お問合せください		○	
4	新庄市、金山町 最上町、舟形町 真室川町、大蔵村 鮭川村、戸沢村	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁 税務課					
		課税担当	0233－29－1230	○		○	○
			0233－29－1228		○		
5	米沢市、南陽市 高畠町、川西町	〒992-0012 米沢市金池7－1－50 置賜総合支庁 税務課					
		課税第一担当	0238－26－6014			○	○
		課税第二担当	0238－26－6015	○	○		
6	長井市、小国町 白鷹町、飯豊町	〒993-8501 長井市高野町2－3－1 置賜総合支庁 西置賜税務室 課税担当 0238-88-8210		区分5の担当窓口に お問合せください		○	
7	鶴岡市、酒田市 三川町、庄内町 遊佐町	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19－1 庄内総合支庁 税務課					
		課税第一担当	0235－66－5423	○		○	○
		課税第二担当	0235－66－5428		○		